

令和2年度第3回芦屋市指定管理者選定・評価委員会
(三条デイサービスセンター) 会議録

日 時	令和2年11月2日(月) 午後2時30分～午後4時30分
会 場	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 1号委員 富田 智和 委員 1号委員 小市 裕之 1号委員 和田 聡子 2号委員 神部 智司 2号委員 岩本 仁紀子 市出席者 企画部 部長 田中 徹 マネジメント推進課 課長 島津 久夫 マネジメント推進課 主査 岡本 将太 マネジメント推進課 係員 井上 裕士 事務局 福祉部 部長 安達 昌宏 高齢介護課 課長 篠原 隆志 高齢介護課 係長 田尾 直裕 高齢介護課 係員 西村 勇一郎
事務局	福祉部高齢介護課
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 会議の冒頭に諮り、出席者の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由> 書類審査及び法人情報が含まれるため。

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する説明等
- (3) 議題
 - ア 面接審査について(確認)
 - イ 面接審査(応募者)
 - ウ 本採点及び候補者の決定
- (4) 閉会

2 提出資料

- 資料1 面接審査実施方法
 - 資料2 審査要領
 - 資料3 選定基準
 - 資料4 審査採点表
 - 資料5 候補者選定報告書(委員会途中で配布)
- 応募書類一式

3 審議経過

(1) 開会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今から第3回三条デイサービスセンター指定管理者選定・評価委員会を開催させていただきます。

事務局： それでは、進行は富田委員長にお願いしたいと思います。宜しくお願いいたします。

委員長： 早速ですが、お手元の次第に沿って会議を進めたいと思います。まず資料の確認を事務局からお願いします。

事務局： それでは、資料の確認をいたします。

- ・面接審査実施方法
- ・審査要領
- ・選定基準
- ・審査採点表
- ・応募書類一式

(2) 会議運営に関する説明等

委員長： では、はじめに、本日、和田委員が「Web会議システムを利用した会議の出席」をされておりますが、「芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則」第6条の規定により、この運用についてお諮りしたいと思います。

運用案について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「Web会議システムを利用した会議の出席について」は、総務省情報通信審議会が決定した運用方法を参考に、次のとおり運用したいと考えております。

- 1 委員長が必要と認めるときは、委員はWebシステムを利用して会議に出席することができる。
- 2 Web会議システムによる「出席」は、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条に規定する「出席」に含めるものとする。なお、Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなすが、システムが復旧して再度参加できた場合には、会議に復帰したものとみなす。
- 3 一つの会議においてWeb会議システムを利用する委員がいる場合には、委員の過半数が、委員長があらかじめ通知した開催場所に参集して会議に出席することで、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第6条に定める会議成立の定足数を満たすものとする。

以上でございます。

委員長： 事務局から説明がありましたが、「Web会議システムを利用した会議の出席について」の会議の運用方法について、ご異議はございますか。

委員長： 事務局案に沿って本委員会を運営することとします。

委員長： 次に、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

事務局： 本日は委員定数5名中、5名のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

委員長： 次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局： 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、書類審査及び法人情報が含まれるため、非公開とすべきと考えております。

委員長： 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

----- 異議なし -----

委員長： それでは、会議を非公開に決定します。

和田委員はWeb会議システムで参加いただいておりますが、周りに人はいない環境で参加いただいておりますでしょうか。

----- (和田委員) 問題なし -----

委員長： それでは、次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

----- 質問・意見 -----

委員長： それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

(3) 議題

ア 面接審査について（確認）

委員長： それでは、本日の議題であります、「面接審査について」事務局から説明をお願いします。

事務局： （面接審査について説明）

委員長： 説明は終わりましたので、質問があればお願いいたします。

小市委員： 本日の面接ですが、デイサービスセンターの現場で従事される方もご参加いただいているのでしょうか。

事務局： 法人の常務理事，事務局長，デイサービスセンター管理者，法人の事務職員の4名とお伺いしております。

小市委員： ありがとうございます。

委員長： ほかに御質問はありますでしょうか。

----- なし -----

イ 面接審査（応募者）

委員長： それでは、面接審査に入ります。社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会の入室をお願いします。

----- 社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 入室 -----

委員長： 審査時間は、45分以内です。提案説明は15分間で、終了1分前に合図をします。15分を超えての提案説明は認めません。強制的に終了させていただきます。質疑応答は30分以内とします。それでは、提案説明をお願いします。

----- 社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 提案説明 -----

小市委員： ご説明ありがとうございます。3点お伺いさせていただきます。

1点目は、昼食業者のなんすい食品と社協さんとの間で、役員の方も含めて、何か特別な関係があるかどうかをお伺いできればと思います。

2点目は、収支計画の中で、特に正規職員の方の年間支出額の内訳として、手当等とその他支出の額が、総体的に比率が高いように感じるのですが、それぞれ主にどういったものが含まれているのでしょうか。

3点目は、令和2年3月末時点での計算書類の注記において、満期保有目的の債券の内訳の中で、三菱UFJ証券ホールディングスクレジットリンク債が、帳簿価額1億5,000万円のものが、時価評価損額が4,100万円余りですけれども、この債券の性格とリスクをどう認識されているのか。購入に至った経緯についてお伺いできたらと思います。

芦屋市社会福祉協議会： まず、なんすい食品につきましては、特別な関わり等は

切ございません。なんすい食品を選定した理由としては、市内の業者等との見積合わせを行った結果、値段や質だけでなく、柔軟なキャンセル対応等も勘案して、なんすい食品を選定しております。なんすい食品とは結果的には長くなりますが、契約を続けております。

小市委員： 長くというのはどれぐらいの年数でしょうか。

芦屋市社会福祉協議会： 平成13年度からになります。

小市委員： 分かりました。

芦屋市社会福祉協議会： 見直すタイミングとしては、消費税や介護報酬が変わる時期を1つの区切りとして、ほかの業者の試食会を行ったりして、選定を行っておりました。

続きまして、手当の内訳についてですが、地域手当、休日手当、時間外手当、また通勤手当という形を含んでおります。正規職員のウエイトが多い理由としましては、通勤手当以外にも、時間外手当の1時間当たりの賃金が多い理由と、地域手当も正規職員にしかつかないため、ウエイトが重くなっております。

1点補足ですが、なんすい食品は、平成4年にハートフル福祉公社が設立した際に、独居の高齢者の方にお弁当の配達、配食事業を同時に始めました。そのときに、ハートフル福祉公社と割と密接に協議しながら、ご高齢の方が食べやすい食事を改善してご用意いただくような関係性がございまして、平成13年度にハートフル福祉公社が三条デイをお任せいただいたときにもお願いした経緯がございました。その後、神戸市内で十数か所のデイサービスへ配食を行っている実績もあり、見積合わせもする中で、引き続きお願いしております。

その他支出につきましては、交通費または退職金掛金、法定福利費、あと法人の互助会費が含まれております。

小市委員： 分かりました、ありがとうございます。

芦屋市社会福祉協議会： ご質問の三菱UFJホールディングスのクレジットリンク債ですが、これは、ハートフル福祉公社と統合する前に、債券が満期になったということで運用先を検討する中で、証券会社からご紹介を受けた金融商品であります。発行体は三菱UFJホールディングスです。

クレジットリンクといいますのは、社債等の会社の信用力を加味して、社債の利回りに加えて、そのクレジットリスクに対するプラスのクーポンがつくと理解をしておりまして、参照先がソフトバンクグループと三菱UFJモルガン・スタンレー証券の2社でございます。当時、発行元を含めて、債券の格付としては投資適格で購入をしたとお聞きしており、

1億5,000万円で1.3%の利回りになっております。ただ、参照先の三菱UFJモルガン・スタンレーなりソフトバンクグループが経営破綻するなど、そういうリスクが発生いたしますと、当然ながら償還額が満額返ってこないリスクがあることは理解をしております。

その点につきましては、平成30年度に購入を決めたものの、令和2年6月にあった理事会等でもいろいろ意見をいただいております。コロナで世界的に株安があったことで、3月期末に評価額が大きく下がり、そのような状況になっております。

現状、統合を機に資金運用管理規程を設けておりまして、10年以上であればA格以上で、いわゆる仕組債のようなものは購入しないことにしております。統合前については管理規程がなかったことがあり、きちんと手続を経て購入を決定しているものの、理事会等が関与するような状況にありませんでしたので、現状では、常務理事が資金運用の責任者として理事会等へ資金運用計画を報告したうえで購入する手順を踏むように改善しております。

小市委員： 今、ご説明いただいた経緯は承知しました。実は、前指定管理者であるハートフル福祉公社の折にも、スウェーデンの金融公社の仕組債を購入されておられて、当時のハートフル福祉公社の方から、仕組債に関しては購入しないとご説明を受けたところですが、再び仕組債を購入されるようになったいきさつが、お分かりであれば教えていただけますでしょうか。

芦屋市社会福祉協議会： 購入したのは統合する前の社協です。購入した背景としては、非常に低金利の状況が続いており、当時、年利1%を上回るような地方債等で運用していたものが、0.1%という状況になっておりましたので、社協の重要な財源になっている運用益の確保のため、購入したということでございます。

小市委員： 分かりました。

委員長： 関連して、仕組債の購入等に際して、いわゆる理事会での議論、理事会での決議を経て購入になるのでしょうか。

芦屋市社会福祉協議会： 現在はそうなっております。計画を報告して、異議なければそのように執行するとなっておりますが、当時は資金運用管理規程がない中で、代表理事までの決裁行為で購入していたといういきさつでございます。

委員長： それでは、当時は、代表理事が1人で決定することができた。

芦屋市社会福祉協議会： そうですね。

委員長： 今は十数人いらっしゃる理事が理事会で諮られることになっているのです

ね。これは、仕組債は全てということか、何円以上であればということでしょうか。

芦屋市社会福祉協議会： 通常の定期預金の預け替え等まではお諮りいたしません、地方債、公社債、事業債等の購入に当たっては、計画をお示しして、承認が得られれば執行する形を考えております。また、いわゆる仕組債、為替リスクのあるものについては購入できないようになってございます。

委員長： 理事会は月1回ですか。

芦屋市社会福祉協議会： 理事会は年に4回です。

委員長： 10名の理事が参加されるということですか、分かりました。

神部委員： 「様式2 事業計画書」の「(7) 人件費及び損害保険料内訳」の表の中から伺います。まず、介護職員の嘱託職員6名の方は、全員が介護福祉士をお持ちであり、あと実務経験年数も豊富な方であると別の様式で記載されておりましたが、そのような専門性の高い方が、正規職員ではなく、嘱託職員として雇われているのは、シフトの関係なのか、人件費の関係なのか、いかがでしょうか。

芦屋市社会福祉協議会： 社会福祉協議会の中において、正規職員は、職場ローテーションも含めて人事異動がある中で、専門性の高い仕事をする者は専門職員として位置づけております。ここまでが正規職員で、週5日40時間程度のお仕事になります。

嘱託職員といいますのは、週4日から週4.5日という形で勤務時間も短くなっており、労働条件については仕事の内容と責任の重さに応じて、段階分けしてございます。

三条デイについては、専門職員という選択肢も将来的には考える必要もありますが、現状においては収支が取れてない状況もあり、嘱託でお願いをしている状況です。

なお、退職金や賞与は支給しており、様々な手当で正規と違いがあることもございますが、昨今問題になっているような、正規と非正規職員の大きな相違、問題点は現在ございません。

神部委員： 関連することですが、同じく6名の介護職員の方の年齢を拝見しますと、全員が40代、50代、60代の方で、令和3年度からの5年間で見ていきますと、1人の方は65歳で、次の年から40歳の方に替わっていますが、もう一方は、令和5年度の64歳の方が令和6年度で66歳になっていますので、ここは誤植だと思いますが。あと、嘱託職員の方々の雇用形態の中に年齢要件はありますか。

芦屋市社会福祉協議会： まず、後半の質問ですが、年齢要件は特に設けておりません。正規職員のみ定年は設けていますが、有期雇用の方につ

いては、特に年齢制限は設けていない形になります。

また、前半の質問ですが、まず一番上の職員、令和3年の時点で61歳となっている職員が65歳と同時に退職している形になりますが、この方は定年で、65歳で退職する可能性が高いです。令和3年時点で63歳の職員については、まだ入社して令和3年の時点では丸2年間で、途中で無期転換をする可能性がありまして、そのため65歳以降も勤務する可能性があるかと踏まえて、継続して雇用する形を見積もっております。

神部委員： 全体的に職員の方々の年齢が高いのかなというところで、貴法人におきまして、20代や30代の方の人材の採用とかはどのようになっておられますか。

芦屋市社会福祉協議会： 現状では、特に年齢制限なく求人しておりますが、嘱託でしか現状は採用ができなくなっております。そうすると、若い方は比較的正規職員での求人を探されますので、嘱託職員、有期職員での応募が少なくなっております。そこを補うために、介護職員のキャリアパス制度という段位制を取っている点などをホームページ等でアピールして、若い職員の獲得に努めていきたいと考えております。

和田委員： 3点質問させていただきます。

1点目は、現在の利用料で、令和元年の10月改正と書かれているのは、消費税の影響なのでしょう。改正前はどれぐらい据え置いていらっしゃったのでしょうか。今後、改定などどのようにお考えでしょうか。

2点目は、今回のコロナの影響で従業員の方々も非常に神経を使われていると思いますが、その辺のケアサポートをどのようにされているか、離職をどのように止めていらっしゃるのかをお聞きしたいです。

3点目は、市のセーフティネットの役割で、中重度の認知症の方、虐待の受入れの部分で実績もあるとご説明もありましたが、芦屋市の行政と応募者の皆様がどのように連携を図っていくか、工夫されている点があるのかどうかをお聞かせいただけますでしょうか。

芦屋市社会福祉協議会： 利用料につきましては、介護報酬の規定に沿って国から示されている介護報酬の基準部分しかいただいてない形になりまして、独自の上乗せ分は乗せていない形になります。そのため、見直しは基本的に介護報酬改定の時期に限定されている状況になります。

それ以外の利用料は、昼食代と交通費です。奥池町や奥池南町という有料道路で行く際の実費のみの請求となっております。この昼食代と交通費が変わらない限りは、利用料を変更していない形で利用料金を設定しております。

従業員の方のケアに関しましては、確かに高齢の方が増えてきておりまして、従業員にかかる負担を軽減できるよう、車椅子の方とかの体重を測る体重計を用意したことや、1人

でベッドへの移乗を行わないよう連携するなど、従業員同士で話し合いを重ねながら、工夫を考えながらやっているところ です。

また、離職防止に関しては、職員の負担なく、楽しみを持ったり、生きがいを持って働ける職場にということで、スタッフ間の連携であったり、話し合いの機会など、スタッフの意見を取り入れる姿勢を積極的に取らせていただいています。事務局長からの面談の機会を設けることや、ストレスチェックの実施、産業医の面談の機会などを設けております。

スタッフに対してもコミュニケーションをしっかりとってやっていくところで、職場の環境を良くしていくことは日々工夫を重ねているところではあります。

補足になりますが、法人としての離職防止策としまして、入社して3か月から半年の間に一度、法人の管理部門が面談を行うようにしております。それは役職者ではなくて、総務係の一般職や主査の者が面談をして、中々言いづらいことも含めて聞き取るための取組を行っており、半年経過後の早期退職を防ぐように取り組んでおります。

もう一点、補足です。介護職員の方の場合、ご自身のキャリアアップが非常に重要でして、介護福祉士の研修について、法人から一定額助成をいたしまして、実際に資格を取られた方もいらっしゃいます。また、社協の職員全員ですが、自己申告書や管理部門との面談機会などを設けて、改善につなげているところでございます。

3点目のご質問ですが、立地が若干欠点になっている中で、送迎バスは市内ドア・ツー・ドアで送迎しておりますので、利用者のケアマネジャー等を通じて、生活相談員にご相談いただければ、一定医療的ケアが必要であるとか、食事の介助が必要な方についても受入れをしているところですので、市のデイサービスの中ではセーフティーネットとして引き続きやっていきたいと考えてございます。

小市委員： 指定管理者の賠償責任保険の契約予定内容について、支払い限度額2億円と設定された算定根拠についてご説明をお願いします。また、これまで保険金の支払いを請求されたことがあるかという実績についてもご説明いただけますでしょうか。

芦屋市社会福祉協議会： まず、支払い限度額2億円にした理由としては、保険会社の方に事業内容等も含めてご相談した結果、ご提案いただいたのがこの支払い限度額でした。

これまでの支払いでは、小さいものでは、転倒による眼鏡の損傷に対する賠償金額として2万円であるとか、備品の故障に対する補償が複数これまではありますが、大きな傷害などは、これまで事故が起こっていないためございません。

小市委員： 保険の等級に関して、反映されるようなものではないという。

芦屋市社会福祉協議会： はい。金額は小さくなっております。

委員長： これは1事故あたり、2億円の支払い限度額でしょうか。

芦屋市社会福祉協議会： こちらに関しましては、1名、1事故、2億円という形になります。

委員長： 他になければ、質疑応答は以上となりますが、よろしいでしょうか。それでは、応募者の皆様ありがとうございました。

----- 社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 退室 -----

ウ 本採点及び候補者の決定

委員長： 面接審査は終了しましたので、採点に入ります。
お手元の採点表にご記載いただき、事務局へご提出ください。

----- 各委員 審査 -----

----- 事務局回収・集計作業 -----

※集計後、審査採点表（集計分）を委員に配布

事務局： 採点結果について説明

委員長： このような採点結果となりましたが、この結果に対して、特に補正する必要はございますか。

----- 意見・補正等なし -----

委員長： 特になければ、候補者選定報告書について、事務局から説明をお願いします。

----- 候補者選定報告書 配布 -----

事務局： 報告書について説明

委員長： 候補者選定報告書について事務局から説明がありましたが、質問・意見はございませんか。

----- 質問・意見なし -----

委員長： それでは、第二次選考（書類審査及び面接審査）の結果といたしまして、本委員会としては、芦屋市社会福祉協議会を指定管理者候補者に選定いたします。

委員長： 議題は終了といたします。事務局から最後に何かございますか。

事務局： 今後のスケジュールですが、この後、市長に報告をいたしまして、選定結果を事業者に、11月中旬頃までに通知させていただきます。その後、12月中旬に市議会に報告をいたしまして、指定の議決をいただくこととなっております。1月中旬には指定の告示をいたしまして、来年の4月1日に向けて協定の締結を進めたいと思っております。

(4) 閉会

委員長： 以上をもちまして、三条デイサービスセンター指定管理者選定・評価委員会を閉会いたします。委員の皆様お疲れ様でした。

以 上